

高知労働局発表

平成24年5月29日14時解禁

【照会先】 高知労働局総務部企画室

室長 掛水 敏光

労働紛争調整官 八木 剛

電話 088-885-6028

報道関係者 各位

## 『高知労働局における個別労働紛争解決制度利用状況について』

### ～民事上の個別労働紛争相談の内訳では、「いじめ・嫌がらせ」が最も増加～

高知労働局においては、県内各部署（別添資料1）において、総合労働相談コーナーを設置し、労働関係に関するあらゆる分野の相談に応じるとともに、労働者と事業主間における個別労働紛争（不当解雇、労働条件の引き下げ等）の適切かつ迅速な解決を図っております。

このほど平成23年度における高知労働局内の利用状況を下記のとおり、とりまとめましたので、お知らせします。詳細は、別添資料2を参照してください。

また、同制度については、別添資料3を参照してください。

#### 【平成23年度の相談、助言・指導、あっせん件数】

・総合労働相談件数	高知県	3,825件	（前年度比 18.2%減）
	全国	110万9,454件	（前年度比 1.8%減）
・民事上の個別労働紛争相談件数	高知県	1,097件	（前年度比 1.5%減）
	全国	25万6,343件	（前年度比 3.8%増）
・助言・指導申出件数	高知県	16件	（前年度比 52.9%減）
	全国	9,590件	（前年度比 24.7%増）
・あっせん申請受理件数	高知県	36件	（前年度比 38.4%増）
	全国	6,510件	（前年度比 1.9%増）

#### （1）総合労働相談件数の減少、民事上の個別労働紛争相談件数は横ばい状態

・平成20年度をピークに総合労働相談件数が減少傾向となっているが、民事上の個別労働紛争相談件数については、1,000件を超えた状態で、ほぼ横ばい状態となっている。

#### （2）『その他の労働条件』、『いじめ・嫌がらせ』が増加し、紛争内容が多様化

・平成23年度における民事上の個別労働紛争相談の内訳では、「その他の労働条件」が全体の約32%と最も多くなっており、一般的に分類できない相談内容の増加や、「いじめ・嫌がらせ」に関する増加率（前年度比約36%）が著しいことから、紛争内容が多様化している傾向が見受けられる。

#### （3）助言・指導件数の減少

・助言・指導では解決が図れない事案の増加や、県内の厳しい雇用失業情勢のもと、具体的な内容について事業主に対する助言・指導まで求めず、相談のみで終わってしまうケースが少なからず見受けられる。

#### （4）あっせん件数の増加

・平成23年度のアっせん受理件数が、前年度と比較し約38%の増加となっているが、助言・指導では解決が図れない事案の一部が、あっせん受理件数の増加に結び付いたものと考えられる。

労働者、事業主、労務担当者みなさまへ

～ 高知労働局総合労働相談コーナーのご案内 ～

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、全国的に労働関係に関する労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働紛争」という）が多く発生しております。

個別労働紛争の最終的な解決手段として裁判制度がありますが、それには多くの時間と費用がかかってしまいます。

また、職場慣行を踏まえた円満な解決が求められているため、労働問題への高い専門性を有する都道府県労働局において、無料で個別労働紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的として、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行され、この法律に基づいて、以下の3つの制度（別添リーフレット参照）が用意されています。

労働者と事業主との間の雇用に関するトラブルでお困りのみなさま、是非、この制度をご利用ください。

- 1 総合労働相談コーナーでは、労働関係に関するあらゆる分野の相談（解雇、雇止め、賃金引下げ、いじめ・嫌がらせなど）に応じるとともに、法令・判例等の情報の提供を行います。
- 2 高知労働局長の助言・指導により、個別労働紛争の解決を支援します。
- 3 高知紛争調整委員会におけるあっせん制度により、個別労働紛争の解決の促進を図ります。

名 称 ・ 所 在 地		電話番号
★ 高知労働局 総合労働相談コーナー 利用時間 8:45～17:00	高知労働局総務部企画室内 高知市南金田1番39号 4階	0120-783-722 088-885-6027
高知総合労働相談コーナー 利用時間 8:45～16:45	高知労働基準監督署内 高知市南金田1番39号 1階	088-885-6010
須崎総合労働相談コーナー 利用時間 8:45～16:45	須崎労働基準監督署内 須崎市緑町7-11	0889-42-1866
★ 四万十総合労働相談コーナー 利用時間 8:45～16:45	四万十労働基準監督署内 四万十市右山五月町3番12号	0880-35-3148
安芸総合労働相談コーナー 利用時間 8:45～16:45	安芸労働基準監督署内 安芸市矢ノ丸2-1-6	0887-35-2128

★ 女性相談員を配置しています（勤務割の関係で不在の日があります）。

※ ご利用は、土日、祝日、年末年始及び、平日の午後12時から午後1時を除きます。

※ 上記フリーダイヤルは、県外、公衆電話、PHS等の一部の携帯電話からは、ご利用になれません。  
また、この番号から労働局の別部署へのお取次ぎはできませんのでご了承ください。

《高知労働局における個別労働紛争解決制度利用状況》

◇平成23年度の状況

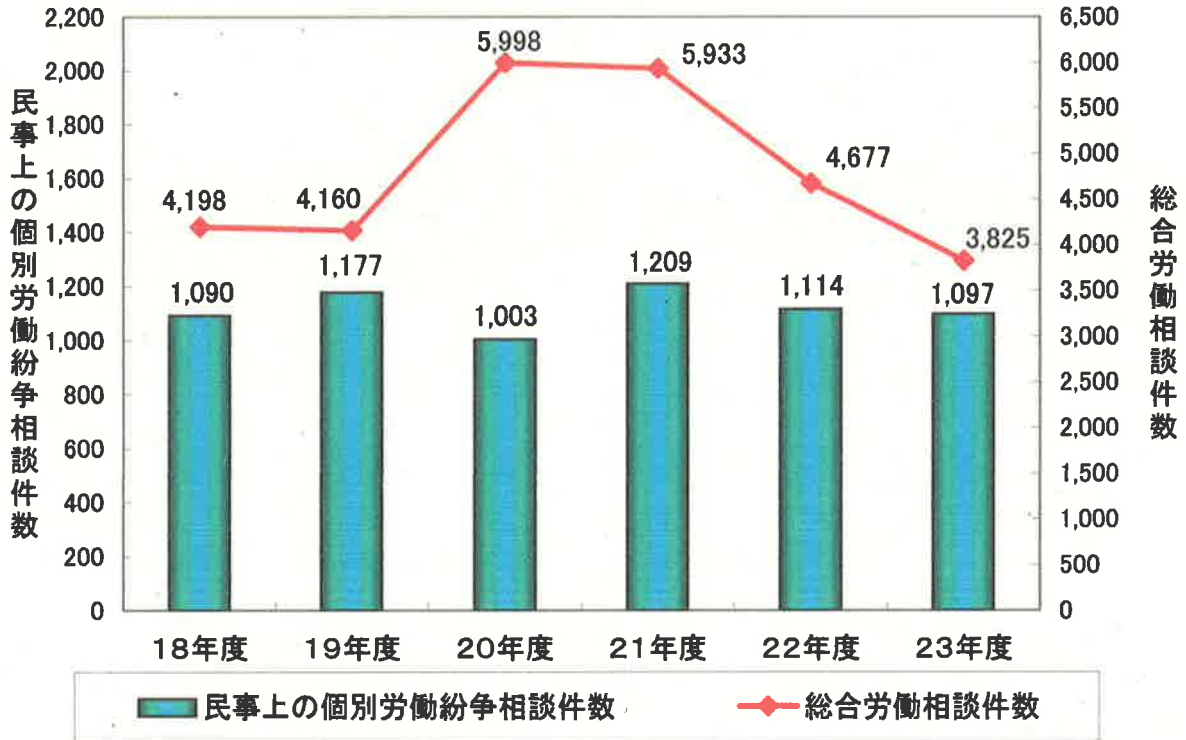
高知労働局における平成23年度の個別労働紛争解決制度の利用状況は次のとおりです。

総合労働相談コーナーに寄せられた民事上の個別労働紛争の相談件数	1,097件(前年度 1,114件)
高知労働局長の助言・指導申出受付件数	16件(前年度 34件)
高知紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	36件(前年度 26件)

◇相談受付件数の推移

高知労働局では、高知労働局総務部企画室及び県内4ヶ所の労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを開設しており、同相談コーナーに寄せられた民事上の個別労働紛争相談件数は、1,000件を超えています。(第1図参照)

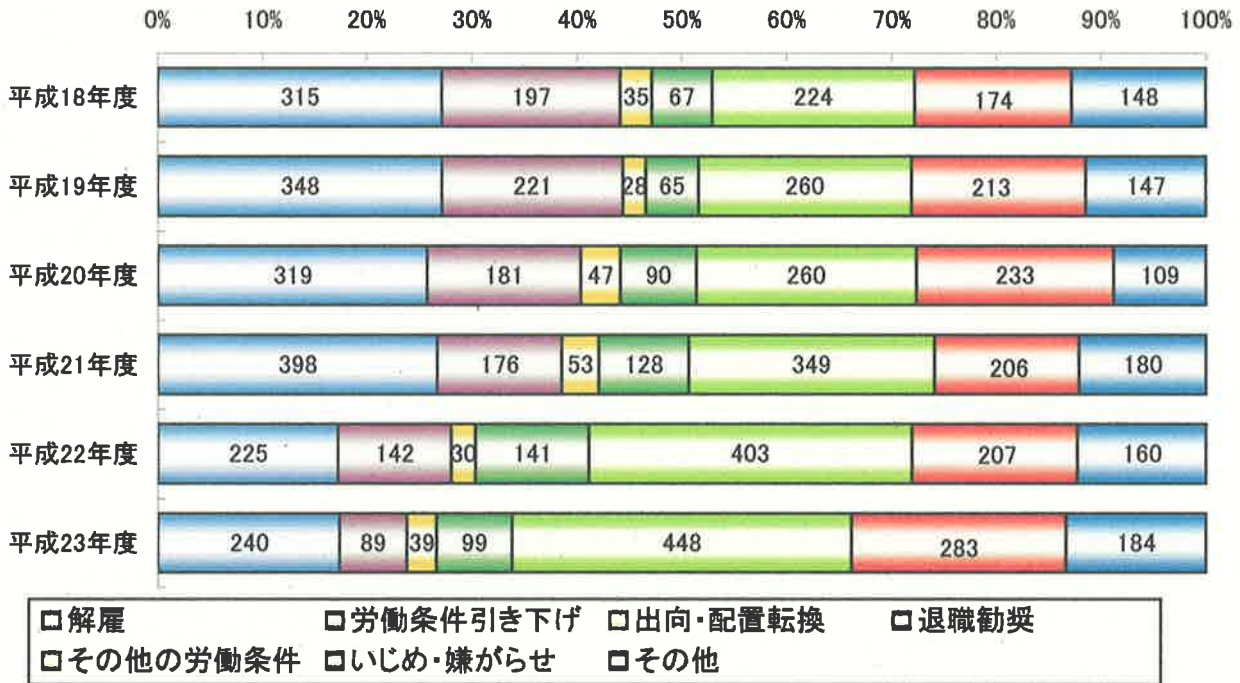
第1図 相談件数の推移



◆◆民事上の個別労働紛争相談の内訳

平成23年度における民事上の個別労働紛争相談の内訳をみると、その他の労働条件に関するものが全体の約32%と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせが約20%、解雇が約17%、その他が約13%、退職勧奨が約7%、労働条件引き下げが約6%の順となっています。(第2図参照)

第2図 民事上の個別労働紛争相談の内訳

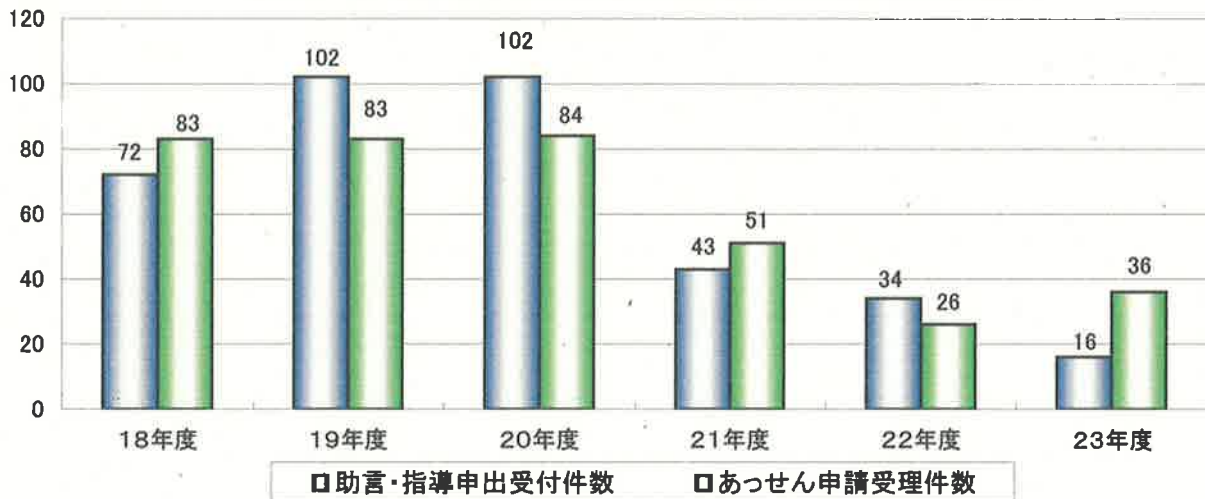


※総合労働相談件数には、他の部署に取り次いだものを含んでいます。  
 複数の項目にわたる相談を含むため、各年度の個別労働紛争相談件数とは一致しません。

◇労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

平成23年度における助言・指導申出受付件数は16件、あっせん申請受理件数は36件で、平成20年度をピークに減少傾向となっておりますが、あっせん申請受理件数については、平成23年度は増加に転じています。(第3図参照)

第3図 助言・指導申出受付件数及びあっせん申請受理件数

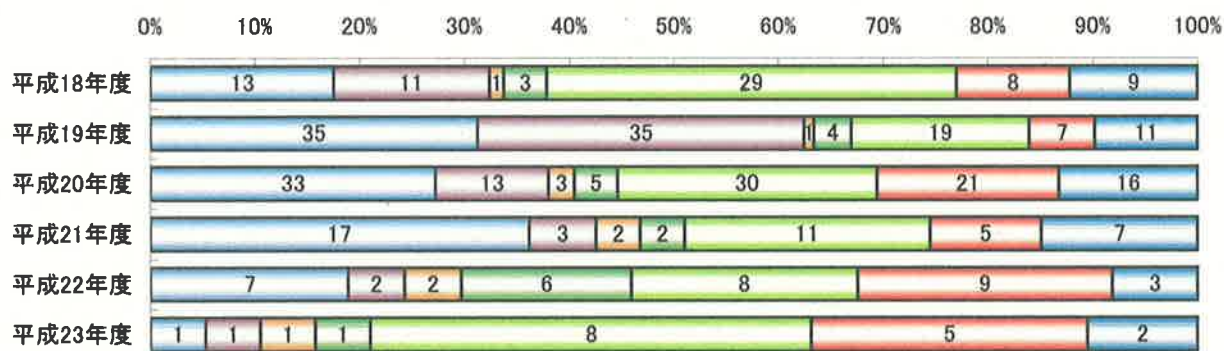


◆◆労働局長による助言・指導

平成23年度に受け付けた助言・指導申出の主な内容を見ると、その他の労働条件が最も多く、全体の約42%を占めており、次いで、いじめ・嫌がらせが約26%、その他が約10%と続いています(第4図参照)。申出人は、全員が労働者で、労働者の主な就労状況は、正社員が約50%、期間契約社員が約18%、パート・アルバイトが約12%等となっています。

なお、平成23年度に処理を終了した助言・指導の件数は16件で、その内14件が解決(約87%)しています。

第4図 助言・指導申出内容の内訳



□解雇 □労働条件引き下げ □出向・配置転換 □退職勧奨 □その他の労働条件 □いじめ・嫌がらせ □その他

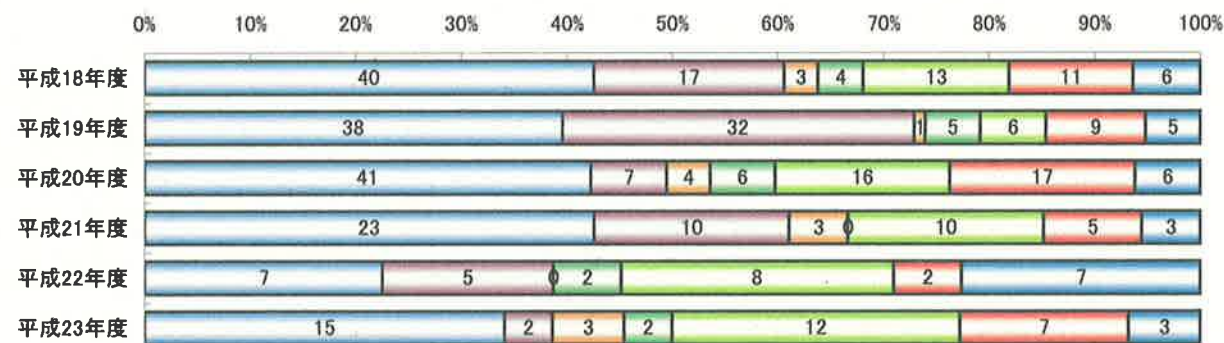
※相談内訳が複数にまたがる事案もあるため、各年度の内訳数は当該年度の受理件数と合致していません。

◆◆高知紛争調整委員会によるあっせん

平成23年度において受理したあっせん申請の主な内容を見ると、解雇が最も多く、全体の約34%を占め、次いで、その他の労働条件が約27%、いじめ・嫌がらせが約16%等となっています(第5図参照)。申請人は全てが労働者であり、労働者の主な就労状況は、正社員が約58%、期間契約社員が約25%、パート・アルバイトが約5%等となっています。

なお、平成23年度に処理を終了したあっせん件数は31件であり、うち合意が成立したものは11件、打ち切り16件、申請の取下げ4件となっています。

第5図 あっせん申請内容の内訳



□解雇 □労働条件引き下げ □出向・配置転換 □退職勧奨 □その他の労働条件 □いじめ・嫌がらせ □その他

※相談内訳が複数にまたがる事案もあるため、各年度の内訳数は当該年度の受理件数と合致していません。

# 職場のトラブル解決 サポートします

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく  
3つの制度のご案内



解雇

雇止め

賃下げ

いじめ

いつでも気軽に  
総合労働相談コーナーをご利用ください

「総合労働相談コーナー」は厚生労働省ホームページにてご案内しています

厚生労働省ホームページ → <http://www.mhlw.go.jp/>

トップページ上端の紺色の帯

お問い合わせ窓口

「総合労働相談コーナー」

へとお進みください

職場でのトラブル解決を無料でサポートする制度があります

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、次の3つの制度が用意されています。個々の労働者と事業主との間のトラブル（個別労働紛争）でお困りのときは、是非この制度をご利用ください。

## 1 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

個別労働紛争の中には、単に法令や判例を知らなかったり、誤解に基づいて発生したものが多くみられます。こういった場合は、労働問題に関する情報を入手したり専門家に相談をすることで、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決することができます。

このため、各都道府県労働局の総務部企画室などに「総合労働相談コーナー」を設置し、総合労働相談員を配置しています。

総合労働相談コーナーでは、解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げといった労働条件のほか、募集・採用、いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

## 2 都道府県労働局長による助言・指導

「都道府県労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

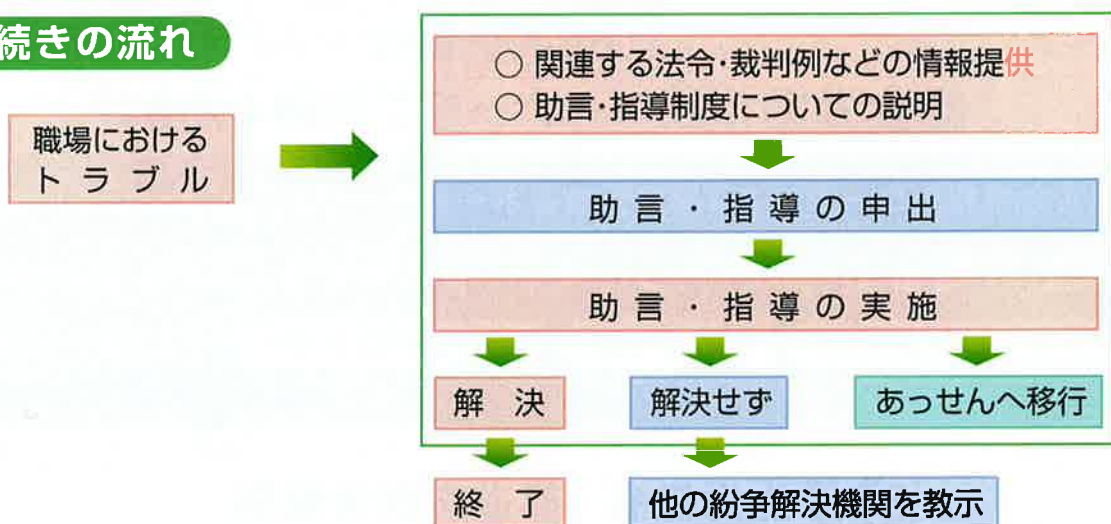
法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであって、なんらかの措置を強制するものではありません。

対象となる紛争の範囲は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争です。

具体的には・・・

- ① 解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争
- ② いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争
- ③ 会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争
- ④ 募集・採用に関する紛争
- ⑤ その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社の所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争 など

### 手続きの流れ



# 3

## 紛争調整委員会によるあっせん

### ◎ あっせんとは

紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。  
紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には、両者が採るべき具体的なあっせん案を提示します。

### ◎ 紛争調整委員会とは

弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されています。この紛争調整委員会の委員の中から指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

### ◎ 紛争調整委員会によるあっせんの特徴

- ① 対象となる紛争……労働条件その他労働関係に関する事項についての個別労働紛争が対象となります。(募集・採用に関するものは対象となりません)
- ② 手続が迅速・簡便……長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続きが迅速かつ簡便です。
- ③ 専門家が担当……弁護士、大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家である紛争調整委員会の委員が担当します。
- ④ 利用は無料……あっせんを受けるのに費用は一切かかりません。
- ⑤ 合意の効力……紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、受諾されたあっせん案は民法上の和解契約の効力をもつこととなります。
- ⑥ 非公開……あっせんの手続きは非公開であり、紛争当事者のプライバシーを保護します。
- ⑦ 不利益取扱いの禁止……労働者があっせんの申請をしたことを理由として、事業主が労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

### 手続きの流れ

#### あっせんの申請

都道府県労働局総務部企画室（所在地一覧参照）、最寄りの総合労働相談コーナーに、あっせん申請書を提出

- ① 都道府県労働局長が、紛争調整委員会へあっせんに委任
- ② あっせんの開始通知  
あっせん参加・不参加の意思確認
- ③ あっせん期日（あっせんが行われる日）の決定、あっせんの実施  
あっせん委員が

（ ・ 紛争当事者双方の主張の確認、必要に応じ参考人からの事情聴取  
・ 紛争当事者間の調整、話し合いの促進  
・ 紛争当事者双方が求めた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案の提示  
などを行います。

合意の成立などにより  
紛争の迅速な解決

合意できない場合、打ち切り

他の紛争解決機関を教示



# 都道府県労働局総務部企画室内総合労働相談コーナー

(平成23年7月現在)

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階	011-709-2311(内線3577)
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎8階	017-734-4212
岩手	020-8522	盛岡市中央通2-1-20 あいおいニッセイ同和損保盛岡中央通ビル2階	019-604-3002
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8834
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	018-883-4254
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8226
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4600
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階	029-224-6212
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9112
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階	027-210-5002
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2303
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-3512-1608
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7358
新潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1-56	025-234-5353
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎1階	076-432-2728
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4432
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎14階	0776-22-3363
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11 3階	055-225-2851
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0551
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階	058-245-8124
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階	054-252-1212
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0266
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎3階	059-226-2110
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077-522-6648
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3221
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6949-6050
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0850
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎3階	073-488-1020
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-22-7000
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7009
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	082-221-9296
山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0398
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8916
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5208
高知	780-8548	高知市南金田1-39 労働総合庁舎4階	088-885-6027
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階	092-411-4764
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7167
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階	095-801-0023
熊本	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096-211-1706
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-0110
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎2階	0985-38-8821
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-6060